

【令和6年4月より特定福祉用具販売の給付対象に追加された種目】

○ スロープ

厚生省告示第93号（以下「貸与告示」という。）第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

○ 歩行器

貸与告示第9項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

○ 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※本市においては、介護保険福祉用具の貸与品目については、（公財）テクノエイド協会の判断を基準としており、TAISコードを取得している福祉用具のみを給付対象用具としています。そのため、貸与及び販売を選択できる福祉用具品目につきましても、TAISコードを取得している福祉用具のみを給付対象用具とします。

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

○利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて**十分な説明を行い**、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

<利用者への対応>

- ・ **貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明**
- ・ **利用者の選択に当たって必要な情報の提供**
- ・ **医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案**

【貸与と販売後のモニタリングやメンテナンス等】

<貸与後>

利用開始後**少なくとも6ヶ月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討**する。

<販売後>

- ・ 特定福祉用具販売計画の**目標の達成状況を確認**
- ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、**必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める**
- ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供